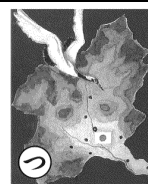




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年11月25日（火） 第10351号

■ 目 次

告 示		ページ
○土壌汚染対策法による区域の指定（環境保全課）		2
○解除予定保安林（森林保全課）		2
○同		2

■ 告 示

◎群馬県告示第256号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和7年11月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 指定する区域 桐生市相生町二丁目字宿821番1
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 クロロエチレン、一・一・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

◎群馬県告示第257号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年11月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字五町田字吹上1669の13（国有林）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第258号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年11月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 利根郡川場村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
